

福岡県公報

平成28年11月1日
第3840号

目次

告示 (第760号 - 第778号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(保護・援護課)	4
○都市計画事業の認可	(公園街路課)	5
○特定危険薬物の指定	(薬務課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課)	7
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	7
○地方税法又は福岡県税条例に定める申告・納付等の期限の延長に関する告示において別に告示で定める期日	(税務課)	8
○地方税法又は福岡県税条例に定める申告・納付等の期限の延長に関		

する告示において別に告示で定める期日 (税務課) 8

公 告

○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	8
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	8
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	9
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	9
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めめるための事前届出	(漁業管理課)	9

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課)	13
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課)	13
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課)		14

雑 報

○国土交通省九州地方整備局長及び福岡県知事による福岡都市計画道路事業の認可告示 (福岡北九州高速道路公社・高速道路対策室)		14
○有料道路に関する工事の開始 (福岡北九州高速道路公社・高速道路対策室)		15

告 示

福岡県告示第760号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直方	県道	田川線 直方	前	直方市溝堀二丁目4618番6先から直方市新町一丁目464番8先まで	9.5 ～ 35.0	666.0
			前	直方市溝堀二丁目4618番6先から直方市新町一丁目464番8先まで	7.0 ～ 35.0	660.0
			後	直方市溝堀二丁目4618番6先から直方市新町二丁目463番1先まで	9.5 ～ 43.9	666.0
			後	直方市溝堀二丁目4618番6先から直方市新町二丁目463番1先まで	7.0 ～ 43.9	660.0

福岡県告示第761号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年11月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	田川線 直方	直方市溝堀一丁目4679番1先から直方市新町二丁目463番1先まで

福岡県告示第762号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び

に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年11月1日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
柏生383	新宿中央こどもクリニック	糟屋郡新宮町中央駅前一丁目1番19号	H 28・10・1
宰生98	おにつかクリニック	太宰府市五条二丁目23番3号	H 28・10・1
宰生99	ひぐち内科胃腸クリニック	太宰府市大佐野三丁目1-51	H 28・10・1
春生171	渡辺耳鼻咽喉科医院	春日市下白水南四丁目10-1	H 28・10・1
朝倉生68	おおしま整形外科	朝倉市甘木2072-1	H 28・10・1
飯生325	いいづかこども診療所	飯塚市吉原町537番地	H 28・10・1
春生歯98	フォレスト歯科こども歯科	春日市須玖南五丁目31	H 28・10・1
直生歯87	園田歯科医院	直方市大字植木228-8	H 28・7・1
飯生歯165	とりお歯科クリニック	飯塚市楽市241番2	H 28・10・1
柏生薬167	はるか薬局 空港東店	糟屋郡粕屋町大字仲原2526-1	H 28・7・1
柏生薬166	株式会社大賀薬局 宇美店	糟屋郡宇美町光正寺二丁目1-1	H 28・9・1
宰生薬49	大信薬局 五条店	太宰府市五条二丁目23-2	H 28・10・1

春生薬67	野間薬局下白水店	春日市下白水南四丁目8-1	H 28・10・1
朝倉生薬54	もとむら薬局朝倉甘木店	朝倉市甘木 2071 番2	H 28・10・1
田生薬90	田川さのよい薬局	田川市大字楠 1700 - 81	H 28・9・1
像生訪7	在宅看護センターミモザ	宗像市日の里一丁目31-1	H 28・8・1
大川生訪6	訪問看護ステーション e i g h t	大川市大字小保 467 番地 1 龍店舗	H 28・7・1
大生訪21	訪問看護ステーションオリーブの森	大牟田市下池町 29 番地	H 28・10・1
直生訪11	みずほ訪問看護ステーション	直方市大字上境 1811 - 1	H 28・4・1
飯生訪17	訪問看護ステーション NOA	飯塚市枝国 422 - 18	H 28・8・1
宗遠生訪7	小児の訪問看護ステーションにこり	遠賀郡岡垣町野間南 3 番 23 号	H 28・8・1
京生訪11	訪問看護ひかり	京都郡苅田町若久町二丁目1番地 9	H 28・10・1

福岡県告示第763号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年11月1日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
------	----	-----	-------

大野生106	太田黒耳鼻咽喉科医院	大野城市下大利一丁目5-22	H 28・8・31
筑生47	柳瀬医院	筑後市大字一条 1242	H 28・7・18
粕生歯61	ミント歯科クリニック 糟屋	糟屋郡粕屋町長者原西四丁目11-5	H 28・8・31
大生歯196	田中歯科医院	大牟田市大正町二丁目5-4	H 28・8・25
飯生歯71	秋元歯科医院	飯塚市川津 707 - 1	H 28・8・28
行生歯19	鎌田歯科医院	行橋市大字道場寺 1439	H 28・6・23
粕生薬50	有限会社大賀ファーマシー字美店	糟屋郡宇美町光正寺二丁目1-1	H 28・8・31
う生薬27	サンアイ調剤薬局 吉井店	うきは市吉井町 21 - 5	H 28・6・30
大生薬117	三栄薬局有明店	大牟田市有明町二丁目1-10	H 28・6・30
田川生薬42	フラワー薬局田川星美台店	田川市大字楠 1700 - 81	H 28・8・31
宮生薬2	長生堂薬局	宮若市本城 2278	H 28・7・10

福岡県告示第764号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年11月1日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
粕生245	高木整形外科皮膚科医院	高木整形外科医院	糟屋郡粕屋町原町二丁目2番11号	H 28・4・25
小生39	栗田耳鼻咽喉科気管食道科医院	栗田耳鼻咽喉科	小郡市津古561-8	H 28・9・1
み生16	医療法人東山康生会東山クリニック	医療法人東山康生会大鶴脳神経外科	みやま市瀬高町長田4812-2	H 28・3・1
う生14	医療法人境泌尿科医院	医療法人境泌尿科皮膚科医院	うきは市吉井町609-2	H 28・8・1

福岡県告示第765号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年11月1日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
み生柔25	山田 知弘（気楽堂鍼灸整骨院）	みやま市瀬高町文廣1539-1	H 28・9・1
田川生はき3	荒木 君枝（訪問マッサージサムズアップ）	田川市大字夏吉494番地1	H 28・10・1
朝倉生はき10	吉川 恭子（トータルケア鍼灸整骨院）	朝倉市柿原962-1	H 28・9・26
大野生はき7	仲里 真理奈（むさし鍼灸整骨院川久保）	大野城市中三丁目1-40	H 28・7・1
み生はき6	山田 知弘（気楽堂鍼灸整骨院）	みやま市瀬高町文廣1539-1	H 28・9・1
う生はき4	樋口 朋宏（鍼灸霸王樹）	うきは市吉井町橋田168-1	H 28・9・1

福岡県告示第766号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年11月1日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
古生柔38	堀内 章乃（古賀中央整骨院）	古賀市花見東一丁目6-10	H 28・9・16

福岡県告示第767号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年11月1日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
田生柔8	佐々木 徳寛（佐々木整骨院）	田川市大字位登1441	田川市大字位登1441番地1	H 28・6・1
柳生柔18	山下 賢一郎（やました整骨院）	柳川市三橋町江曲177-3	柳川市柳町13-1	H 28・9・1

宮生柔 7	西岡 修(に しおか整骨 院)	宮若市金丸 801 - 2	宮若市金丸 413 - 1	H 28・7・28
----------	-----------------------	---------------	---------------	-----------

福岡県告示第768号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項及び第2項の規定に基づき、九州地方整備局長とともに都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

福岡市及び福岡北九州高速道路公社

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画道路事業 1・4・8号 自動車専用道路アイランドシティ線

3 事業施行期間

平成28年11月1日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

福岡市東区大字千早、香椎浜一丁目、香椎浜三丁目、香椎浜四丁目、香椎浜ふ頭一丁目、香椎浜ふ頭二丁目、香椎照葉三丁目及びみなと香椎一丁目地内

(2) 使用の部分

福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目地先海面、香椎照葉三丁目地先海面及びみなと香椎一丁目地先海面

福岡県告示第769号

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

平成28年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 特定危険薬物の名称

化学名 N-（2-フルオロフェニル）-2-メトキシ-N-（1-フェネチルピペリジン-4-イル）アセトアミド及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

平成28年11月2日

福岡県告示第770号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福岡	県道	福 岡 志 摩 線 前 原	前	糸島市志摩御床2233番先 から 糸島市志摩御床2230番4 先まで	10.9 ～ 11.2	25.6
			後	糸島市志摩御床2233番先 から 糸島市志摩御床2230番4 先まで	10.9 ～ 23.2	25.6

福岡県告示第771号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直方	県道	夏吉線 直方線	前	直方市溝堀一丁目4672番1先から 直方市溝堀一丁目4679番1先まで	23.0 ～ 42.5	73.0
			後	直方市溝堀一丁目4672番1先から 直方市溝堀一丁目4679番1先まで	23.0 ～ 42.5	73.0

福岡県告示第772号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年11月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	夏吉線 直方線	直方市溝堀一丁目4672番1先から 直方市溝堀一丁目4679番1先まで

福岡県告示第773号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
直方	県道	勝野線 下境線	前	直方市溝堀二丁目4594番1先から 直方市溝堀一丁目4679番1先まで	21.0 ～ 30.0	482.0	
			前	直方市溝堀二丁目4594番1先から 直方市溝堀一丁目4679番1先まで	9.0 ～ 31.0	554.0	うち田川直方線重用延長405.0メートル
			後	直方市溝堀二丁目4594番1先から 直方市溝堀一丁目4679番1先まで	21.0 ～ 30.0	482.0	
			後	直方市溝堀二丁目4594番1先から 直方市溝堀一丁目4745番3先まで	9.0 ～ 36.0	135.0	

福岡県告示第774号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年11月1日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
粕居210	なかよし訪問看護ステーション	糟屋郡新宮町中央駅前一丁目1番18号	H 28・9・1	訪看・予訪看
朝倉介67	医療法人社団医王会 秋月健生クリニック	朝倉市上秋月1627番地	H 28・5・1	居管・予居管
大野介歯133	ゆめ歯科クリニック	大野城市大字中二丁目3-1	H 28・8・1	居管・予居管
筑紫介歯74	医療法人蒼天会 安元歯科医院	筑紫野市二日市西一丁目6-1	H 28・9・1	居管・予居管
糸島地介歯41	医療法人誠心 ほりデンタルクリニックホワイトトエッセンス	糸島市神在1392-27	H 28・8・3	居管・予居管
直介歯87	園田歯科医院	直方市大字植木228-8	H 28・7・1	居管・予居管
粕介薬163	博多の森 おひさま薬局	糟屋郡志免町別府西三丁目13-7	H 28・9・13	居管・予居管
春介薬48	タカラ薬局 春日原北	春日市春日原北町四丁目11-1F	H 28・5・1	居管・予居管
大野居112	月舟寮	大野城市月の浦二丁目21-11	H 28・5・17	通介・予通介
粕介福5	介護老人福祉施設 ムネしんぐう	糟屋郡新宮町大字立花口字名古山2176番185	H 28・9・1	老福
粕介福6	介護老人福祉施設 ムネしんぐう	糟屋郡新宮町大字立花口字名古山2176番185	H 28・9・1	短生・予短生
糸島地介45	医療法人誠心会 井上病院	糸島市波多江699-1	H 28・10・1	訪看・訪り・居管・予訪看・予訪り・予居管
粕居51	株式会社さきさく工房	糟屋郡宇美町障子岳南五丁目10-11	H 28・9・1	福用・福販・予福用・予福販

福岡県告示第775号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年11月1日

福岡県知事 小川 洋

所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
福津介訪1	水光会ふくま訪問看護ステーション	福津市上西郷491-1 水と光の園内	福津市日蔭野五丁目8-7	H 26・5・31
大川居48	ディア・ライフ はーと・ほーぷヘルパー	大川市大字向島1370-3	柳川市三橋町今古賀42-1 ツインプラザ江口2階	H 28・8・1
宗遠居23	デイサービス月のうさぎ	遠賀郡水巻町宮尾台5-13	遠賀郡芦屋町幸町8-24	H 28・9・1
嘉鞍居20	ヘルパーステーション ささえ	鞍手郡小竹町大字新多446	鞍手郡小竹町大字勝野2651番地	H 28・2・1

福岡県告示第776号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年11月1日

福岡県知事 小川 洋

廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
糸島地介 歯4	ほりデンタルクリニッ ク	糸島市神在 1392 - 27	H 20・4・30
大介歯70	田中歯科医院	大牟田市大正町二丁目5 - 4	H 28・8・25
直介歯42	園田歯科医院	直方市大字植木字東堤田 228 - 8	H 28・6・30
大介薬117	三栄薬局有明店	大牟田市有明町二丁目1 - 10	H 28・6・30
粕居24	介護付有料老人ホーム 「よかよかの郷」	糟屋郡須恵町大字佐谷 1158 - 3	H 28・9・30

福岡県告示第777号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、災害に伴う県税の期限の延長（平成28年5月福岡県告示第423号）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次の表に掲げる地域に住所又は居所の所在地（法人等にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地）がある者に係るものについては、その納期限等が平成28年4月14日から同年11月29日までの間に到来するものについて、同月30日とする。

平成28年11月1日

福岡県知事 小川 洋

都道府県名	地域
熊本県	八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町、上益城郡嘉島町、上益城郡甲佐町、上益城郡山都町、八代郡水川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、天草郡苓北町

福岡県告示第778号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、災害に伴う県税の期限の延長（平成28年5月福岡県告示第423号）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次の表に掲げる地域に住所又は居所の所在地（法人等にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地）がある者に係るものについては、その納期限等が平成28年4月14日から同年12月15日までの間に到来するものについて、同月16日とする。

平成28年11月1日

福岡県知事 小川 洋

都道府県名	地域
熊本県	熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城郡益城町

公 告**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により宗像市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年11月1日

福岡県知事 小川 洋

宗像都市計画地区計画の決定（平成28年9月30日宗像市告示第263号）

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があつたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年10月14日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 グッデイ遠賀店

(2) 所在地 遠賀郡遠賀町今古賀623番地1 外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
嘉穂無線株式会社	午前9時00分～ 午後7時00分	午前7時00分～ 午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分～午後7時30分	午前6時30分～午後10時30分

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年10月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人森の民

(2) 代表者の氏名

今村 敏勝

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市荒木町白口1511番地4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域振興を目指す不特定かつ多数の人々に対して、人、物又は情報の連携を企画提案する事業を行い、協働の仕組みづくりを通じて真の地域活性化に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年11月1日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年10月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人山村塾

(2) 代表者の氏名

宮園 福夫

(3) 主たる事務所の所在地

八女市黒木町笠原9836番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、都市と農山村の住民が、その連携交流を通じて農林業及び農山村の環境に関する役割を認識するとともにそれを学び実践することによって、農山村の振興、環境の保全、食物の安全、健康ひいては持続可能な社会の構築に寄与することを目的とする。

公告

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調査を当該漁業協同組合において、平成28年11月1日から平成28年11月15日までの間縦覧に供する。

平成28年11月1日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住 所	氏 名		
糸島市志摩岐志772番地2	岡崎 敦能	糸島	糸島漁業協同組合
糸島市志摩新町476番地	山本 常義		
糸島市志摩岐志735番地1	松前 龍吉		
糸島市二丈吉井4013番地	梅本 千利志		
糸島市二丈吉井4005番地2	阿部 達正		
糸島市二丈吉井4221番地	梅本 芳則		
糸島市二丈深江671番地	谷口 利幸		
糸島市二丈深江739番地	谷口 修作		
糸島市二丈深江776番地9	谷口 勝夫		
糸島市加布里831番地	鍋嶋 民生		
糸島市加布里1196番地53	古川 芳治		
糸島市加布里1164番地1	古家 信博		
糸島市志摩船越167番地2	藤野 一豊		
糸島市志摩船越55番地	仲西 幸寿		
糸島市志摩船越109番地4	中原 寿人		
糸島市志摩姫島26番地	吉村 隆雄		
糸島市志摩姫島15番地	森 菊夫		
糸島市志摩姫島144番地	松尾 茂久		
糸島市志摩芥屋3479番地	丸田 陽一		
糸島市志摩芥屋925番地	中村 幸次		
糸島市志摩芥屋462番地	吉村 利孝		
糸島市志摩野北2055番地1	久家 廣喜		
糸島市志摩野北2049番地	西崎 安幸		
糸島市志摩野北1673番地	久家 貞幸		
福岡市西区大字西浦1298番地3	柴田 洋幸		
福岡市西区大字西浦1108番地	山阪 孝徳		
福岡市西区大字西浦1080番地	木戸 明人		
福岡市西区大字宮浦6番地11	富永 友喜		
福岡市西区大字宮浦322番地	板谷 政行		

福岡市西区大字宮浦331番地 福岡市西区大字小呂島37番地 福岡市西区大字小呂島39番地 福岡市西区大字小呂島46番地 福岡市西区大字玄界島1219番地37 福岡市西区大字玄界島691番地27 福岡市西区大字玄界島1番地10	柴田 幸男 島田 澄夫 島田 千代松 持田 竹虎 細江 四男美 小西 修 梅田 哲司	福岡市西部	福岡市漁業協同組合
福岡市西区今津12番地 福岡市西区今津61番地 福岡市西区今津13番地7 福岡市西区能古199番地 福岡市西区能古105番地 福岡市西区能古657番地9 福岡市西区愛宕浜四丁目48番8号 福岡市西区姪の浜三丁目34番2号 福岡市西区愛宕浜四丁目46番4号 福岡市中央区福浜一丁目27番3号 福岡市中央区福浜一丁目24番1号 福岡市中央区福浜一丁目27番7号 福岡市東区箱崎二丁目41番19号 福岡市東区箱崎四丁目32番11号 福岡市東区箱崎二丁目16番32号	松本 伝太 池 光 松本 洋一 丸尾 幸信 丸尾 淳 石橋 伸一 壬生 正美 西永 親義 野上 洋一 半田 孝之 村田 繁雄 森 安二 藤野 秀司 藤野 仁 安武 孝二	福岡市	福岡市漁業協同組合
福岡市東区雁ノ巣二丁目1番10号 福岡市東区奈多三丁目13番22号 福岡市東区奈多三丁目20番32号 福岡市東区大字志賀島1298番地183 福岡市東区大字志賀島1298番地196 福岡市東区大字志賀島538番地2 福岡市東区大字弘2408番地34 福岡市東区大字弘2408番地85 福岡市東区大字弘2408番地21	末永 慶次 今林 修一 今林 義孝 中島 利幸 中嶋 信一 小林 繁洋 今泉 末次 石橋 健二 今泉 等	福岡市東部	福岡市漁業協同組合
糟屋郡新宮町大字相島769番地2 糟屋郡新宮町大字相島1434番地3 糟屋郡新宮町大字相島1386番地	篠崎 直寿 井上 博 長澤 照仁	新宮相島	新宮相島漁業協同組合
福津市渡94番地1 福津市津屋崎四丁目8番27号 福津市西福岡三丁目34番10号	永島 孝人 井ノ上 正徳 広渡 和幸	福津	宗像漁業協同組合
宗像市神湊906番地1 宗像市神湊165番地30 宗像市神湊519番地7	高橋 義則 永島 義弘 川西 勝利	神湊	宗像漁業協同組合

宗像市大島1178番地 宗像市大島1126番地 宗像市大島748番地	古賀 政治 宮本 敏喜 舩越 寛人	大島	宗像漁業協同組合
宗像市鐘崎483番地 宗像市鐘崎693番地 宗像市上八863番地12	灘辺 筆男 七田 勇人 岩瀬 誠	鐘崎	宗像漁業協同組合
宗像市地島899番地 宗像市地島136番地 8 宗像市地島857番地 1	大江 秀一 岡山 幸一 立石 智	地島	宗像漁業協同組合
遠賀郡岡垣町大字波津949番地 4 遠賀郡岡垣町大字波津210番地 遠賀郡岡垣町大字波津49番地 遠賀郡芦屋町西浜町14番 3号 遠賀郡芦屋町幸町 8番B - 33号 遠賀郡芦屋町西浜町11番20号 遠賀郡芦屋町大字山鹿1053番地 4 遠賀郡芦屋町大字山鹿1134番地 3 遠賀郡芦屋町大字山鹿1032番地 9	花田 孝男 刀根 茂行 平川 健次 中西 等 中西 弘之 中西 栄司 本田 吉博 縄田 雄二 山形 隆幸	遠賀	遠賀漁業協同組合
北九州市若松区大字有毛2744番地 北九州市若松区大字有毛2820番地 北九州市若松区大字有毛2956番地 1	伊藤 春義 林 文雄 山下 丈晴	岩屋	ひびき灘漁業協同組合
北九州市若松区大字安屋1742番地10 北九州市若松区大字安屋1752番地 北九州市若松区大字安屋1775番地	山口 豊志 本田 剛 脇坂 章典	脇田	ひびき灘漁業協同組合
北九州市小倉北区大字藍島138番地 北九州市小倉北区大字藍島142番地 6 北九州市小倉北区大字藍島111番地	中村 國彦 松下 洋一 吉村 真輝	藍島	ひびき灘漁業協同組合
北九州市若松区大字小竹1107番地 4 北九州市若松区大字小竹1911番地 1 北九州市若松区大字小竹1626番地 1	吉村 勇人 上野 ミエ子 篠原 幸治	脇之浦	北九州市漁業協同組合
北九州市八幡東区春の町二丁目 8番27号 北九州市戸畑区南島旗町 4番19 - 1005号 北九州市八幡東区竹下町 7番12号	吉田 俊 末永 正吉 角 洋一	若戸	北九州市漁業協同組合
北九州市小倉北区平松町14番 7 - 301号 北九州市小倉北区平松町14番 7 - 601号 北九州市小倉北区平松町 2番 4号	内山 仁志 三田尻 武雄 徳永 信雄	平松	北九州市漁業協同組合
北九州市小倉北区末広一丁目 3番17号 北九州市小倉北区長浜町 9番 1号 北九州市小倉北区長浜町15番29号	永久 清彦 彦田 正年 長村 一夫	長浜	北九州市漁業協同組合

北九州市小倉北区大字馬島125番地 北九州市小倉北区大字馬島110番地 北九州市小倉北区大字馬島152番地 北九州市門司区大里戸ノ上一丁目 2番29号 北九州市門司区梅の木町 3番 4号 北九州市門司区永黒二丁目12番25号 北九州市門司区旧門司二丁目 7番18号 北九州市門司区東本町一丁目 6番 4号 北九州市門司区清見三丁目10番28号	岩本 末房 島田 重信 西田 義治 三松 浩 帆足 嘉則 安田 孝司 香月 学 江頭 俊二 篠塚 隆二	門司	北九州市漁業協同組合
北九州市門司区大字柄杓田1417番地 5 北九州市門司区大字柄杓田402番地 6 北九州市門司区大字柄杓田1326番地 1 北九州市門司区田野浦三丁目 1番 4号 北九州市門司区田野浦一丁目 3番5号 北九州市門司区田野浦二丁目1番16号 北九州市門司区恒見町28番10号 北九州市門司区恒見町18番29号 北九州市門司区恒見町28番11号	他力 清 田代 良一 種池 慎一 佐藤 満男 三原 重幸 江上 邦生 江口 猛 入江 淳一 尾崎 栄一	新門司	豊前海北部漁業協同組合
北九州市門司区大字今津104番地 北九州市門司区大字今津126番地 北九州市門司区大字今津268番地	松下 学 南野 純 南 基次	今津	北九州東部漁業協同組合
北九州市小倉南区下吉田二丁目 9番15号 北九州市小倉南区下吉田二丁目 1番 8号 北九州市小倉南区上吉田三丁目12番27号	磯部 芳彦 各務 浩 藤原 仁	吉田	北九州東部漁業協同組合
北九州市小倉南区曾根新田北三丁目13番34号 北九州市小倉南区曾根新田南二丁目 2番 1号 北九州市小倉南区曾根新田北三丁目16番 1号	松本 貞生 伊藤 一夫 恵良 義一	曾根	曾根漁業協同組合
京都郡荻田町神田町三丁目 8番地20 京都郡荻田町港町 9番地 5 京都郡荻田町幸町 6番地32	藤田 公一 青木 司 正角 末廣	荻田町	荻田町漁業協同組合
行橋市大字蓑島273番地 行橋市大字蓑島236番地 行橋市大字蓑島775番地 5	森林 保治 大西 年春 永田 康幸	蓑島	蓑島漁業協同組合
行橋市大字沓尾200番地 行橋市大字元永1019番地15 行橋市大字沓尾55番地 3 行橋市大字長井207番地 2 行橋市大字長井205番地 3 行橋市大字長井156番地 5 行橋市大字稲童3717番地 1 行橋市大字稲童3854番地 5 行橋市大字稲童3720番地	山本 東 田辺 悟 中村 憲由 宮崎 清隆 宮崎 久寿男 小原 誠一 岩本 直一 中嶋 明 重松 高秀	行橋	行橋市漁業協同組合

築上郡築上町大字西八田143番地 1 築上郡築上町大字西八田947番地 2 築上郡築上町大字西八田143番地 1 築上郡築上町大字椎田1778番地 築上郡築上町大字宇留津1389番地 2 築上郡築上町大字宇留津1396番地 3 豊前市大字松江1814番地 豊前市大字松江434番地 豊前市大字松江495番地 4 豊前市大字八屋2219番地7 豊前市大字八屋2190番地14 豊前市大字八屋2346番地	深江 要 原田 秀雄 深江 敏一 豊田 達三 宮本 正義 森 幸雄 濱田 眞澄 倉松 一二三 松江 周一 江島 利勝 山下 信秀 舛井 喜代視	豊築	豊築漁業協同組合
豊前市大字宇島377番地23 豊前市大字宇島459番地 1 豊前市大字宇島253番地 8	棟澤 篤 東 明夫 富島 肇	宇島	豊築漁業協同組合
築上郡吉富町大字小犬丸345番地 3 築上郡吉富町大字小犬丸467番地 2 築上郡吉富町大字小犬丸299番地	下畑 辰己 下畑 順一 山本 宗一	吉富	吉富漁業協同組合
大川市大字小保928番地 1 大川市大字小保903番地 4 大川市大字小保968番地	西 正好 古賀 清見 古賀 明治	大川	大川漁業協同組合
大川市大字大野島3348番地 1 大川市大字大野島2578番地 1 大川市大字大野島4099番地 2 の 1	島崎 幸則 本田 如信 大坪 浩文	大野島	大野島漁業協同組合
大川市大字九網147番地11 大川市大字新田974番地 1 大川市大字新田1046番地 4	小柳 政彦 小柳 勇次 古賀 和広	上新田	上新田漁業協同組合
大川市大字新田570番地 1 大川市大字新田336番地 大川市大字紅粉屋961番地 1	山口 高義 山田 英明 山田 智徳	川口	川口漁業協同組合
柳川市久々原786番地 3 柳川市七ッ家701番地 2 柳川市七ッ家1509番地10	太田 幸吉 井上 一義 高田 敏征	久間田	柳川漁業協同組合
柳川市吉富町109番地 柳川市吉富町590番地 柳川市弥四郎町332番地 柳川市佃町783番地 柳川市佃町724番地 柳川市佃町541番地1	黒田 厚 開田 幸彦 田中 則義 武末 敏紀 堤 安廣 幸田 伸一	柳川	柳川漁業協同組合
柳川市南浜武362番地 2 柳川市南浜武133番地 3 柳川市南浜武305番地	荒卷 弘吉 大淵 俊春 梶島 一美	浜武	浜武漁業協同組合

柳川市筑紫町655番地 1 柳川市矢留町61番地 柳川市矢留本町444番地 2	内田 一広 平野 年吉 石橋 政典	沖端	沖端漁業協同組合
柳川市大浜町759番地 1 柳川市大浜町1642番地17 柳川市大浜町1642番地20	山田 正人 佐々木 清文 今村 克博	両開	両開漁業協同組合
柳川市大和町皿垣開1846番地 柳川市大和町栄1458番地 柳川市大和町皿垣開1582番地 1	甲斐田 雅彦 田中 和彦 松藤 正勝	皿垣開	皿垣開漁業協同組合
柳川市大和町谷垣4番地 1 柳川市大和町明野58番地 2 柳川市大和町明野903番地	武末 健 武末 勝治 甲斐田 政義	有明	有明漁業協同組合
柳川市大和町中島510番地15 柳川市大和町中島508番地 3 柳川市大和町中島739番地	石川 誠 森田 幸寛 田中 和利	中島・ 山門羽瀬	中島漁業協同組合
みやま市瀬高町河内69番地 9 柳川市大和町六合1605番地 柳川市大和町鷹ノ尾1110番地	西田 登 津留 満博 古賀 和彦		山門羽瀬漁業協同組合
柳川市大和町中島1689番地 1 柳川市大和町中島1506番地 柳川市大和町中島1917番地 1	松藤 和男 平川 末高 平川 親秀	大和	大和漁業協同組合
みやま市高田町永治165番地 1 みやま市高田町徳島534番地 みやま市高田町江浦1357番地 8	坂井 剛修 平川 智浩 森田 保幸	高田	高田漁業協同組合
大牟田市大字岬2438番地 大牟田市大字手鎌 1 番地 大牟田市大黒町四丁目 3 番地	浦川 省二 乗富 鉄男 木下 正久		三浦第一漁業協同組合
大牟田市大字手鎌914番地 大牟田市大字手鎌778番地 大牟田市大字岬2656番地	河野 末広 猿渡 弘志 山本 昇則	新三浦	三浦海苔生産 漁業協同組合
大牟田市中町二丁目 1 番地18 大牟田市中町二丁目 6 番地 5 大牟田市大字岬2809番地 1	畑中 直幸 安田 清己 松本 榮一		手鎌漁業協同組合
大牟田市大字岬1837番地 1 大牟田市大字岬2924番地 4 大牟田市浜田町20番地13	松藤 文豪 木下 健治 藤木 和幸		新大牟田漁業協同組合
大牟田市三川町五丁目54番地 6 大牟田市早米来町一丁目62番地 大牟田市早米来町二丁目129番地 1	野口 一光 松本 等 城戸 和成	三池港	三里漁業協同組合

公安委員会

福岡県公安委員会告示第296号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成28年11月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成28年12月14日（水） 午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第297号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成28年11月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成28年12月6日（火） 午後1時30分～午後4時30分	嘉麻市大隈町1228番地1 嘉穂生涯学習センター 夢サイトかほ 大研修室	嘉麻警察署
平成28年12月7日（水） 午後1時30分～午後4時30分	うきは市吉井町343番地3 うきは警察署 会議室	うきは警察署
平成28年12月8日（木） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市西区今宿町106番地1 西警察署 会議室	西警察署

2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第298号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成28年11月1日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成29年1月12日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成29年1月12日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。

- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

雑 報

福岡北九州高速道路公社公告第1号

国土交通省九州地方整備局長及び福岡県知事による福岡都市計画事業の認可、告示があったので都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年11月1日

福岡北九州高速道路公社
理事長 山中 義之

- 1. 都市計画事業の種類及び名称
福岡都市計画道路事業1・4・8号 自動車専用道路アイランドシティ線
- 2. 施行者の名称
福岡市及び福岡北九州高速道路公社
- 3. 事務所の所在地
福岡市中央区天神一丁目8番1号及び福岡市東区東浜二丁目7番53号
- 4. 事業地の所在
取用の部分
福岡市東区大字千早、香椎浜一丁目、香椎浜三丁目、香椎浜四丁目、香椎浜ふ頭一丁目、香椎浜ふ頭二丁目、香椎照葉三丁目及びみなと香椎一丁目地内
使用の部分
福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目地先海面、香椎照葉三丁目地先海面及びみなと香椎一丁目地先海面

福岡北九州高速道路公社公告第2号

道路の工事を行うので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第22条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年11月1日

福岡北九州高速道路公社
理事長 山中義之

1. 路線名

福岡市道 福岡高速6号線

2. 工事の区間

福岡市東区香椎浜一丁目地内から福岡市東区みなと香椎一丁目地内まで

3. 工事の種類

新設工事

4. 工事開始の日

平成28年11月2日